

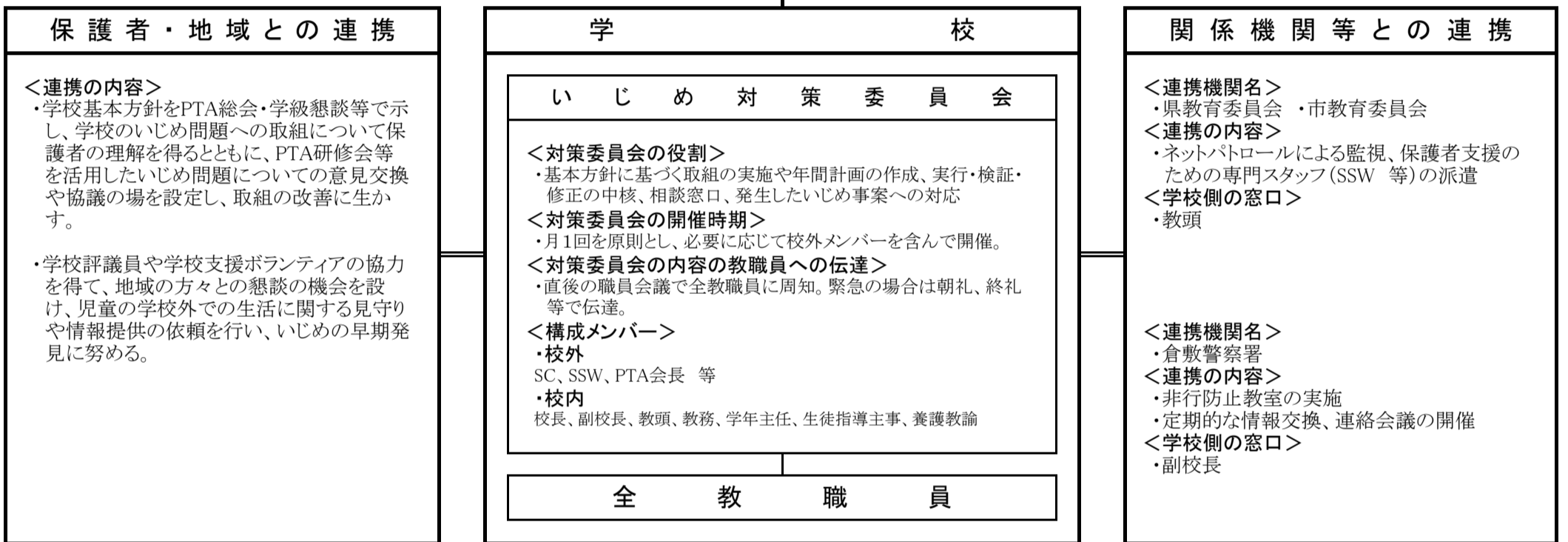
# 倉敷市立西阿知小学校 いじめ問題対策基本方針

## いじめに関する現状と課題

- ・本校は大規模校であるが、児童は落ち着いた雰囲気の中で学習や生活ができています。地域や保護者も協力的で、多くの学校支援ボランティアが児童を支援したり見守ったりしてくれています。いじめについて認知される件数は学校の規模に対しては比較的少ないが、いじめにつながるような言葉遣いをしている児童やコミュニケーション能力、表現力の不足によって円滑な人間関係を築くことができない児童もいる。
- ・現在、生徒指導主事を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の計画的・継続的な取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。
- ・近年では、SNSトラブルといったスマホトラブルも増えてきている。どれも「おもしろくてしてしまった」「冗談でやった」等、SNSトラブルによる被害の重さを理解しておらず、想像できていないことから生まれている。学校によるネットモラルや正しい情報機器の扱い方等の情報教育を充実するだけでなく、家庭との連携が不可欠である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事を中心とし、学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童の意識調査や人間関係の把握を行い、その結果を基に校内研修を実施し、良好な人間関係を生む教育の推進を図る。
  - ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる楽しい学校づくりを進める。
  - ・いじめの早期発見のためにアンケート等を実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- <重点となる取組>
- ・年3回の教育相談において、児童の悩みや思いについて細かく把握し、トラブルを生まない良好な人間関係をつくっていかうとする意識の高揚を図る。
  - ・今後の増加が予想されるSNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施するとともに、情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。(保護者にも、講演やパンフレット等でネットモラルや情報機器の取り扱いに対する啓発を行う。)



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

①	い じ め の 防 止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社から講師を招聘し、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。(居場所づくり)</li> <li>・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</li> </ul> <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。実態に応じて、生徒指導主事が学校全体に指導する場合もある。</li> <li>・参観日や個人懇談等に、情報機器やネットモラルへの関わり方に関する啓発パンフレット等を保護者に渡し、啓発を行う。</li> </ul>
②	早 期 発 見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝の「心の健康観察」、年3回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</li> </ul> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声掛けを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</li> </ul> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。</li> <li>・早期発見、早期対応ができるように、毎週金曜日に全職員で児童情報交換を行う。</li> </ul> <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的ないじめの認知につながるよう、児童の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレット等を配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</li> </ul>
③	い じ め へ の 対 処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。</li> </ul> <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。</li> </ul> <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。</li> </ul> <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆる社会通念上のいじめを行った児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう成長支援を行う。</li> <li>・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、警察に相談し、警察と連携した対応を行う。</li> </ul>